

豊田市公共建築物個別施設計画改定等業務委託 再公募における主な変更箇所

○ 「4 参加資格要件」の変更（県内事業者要件の削除）（実施要領 P2）

<先回>

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

ア 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者（ただし、(1)に掲げる豊田市競争入札参加資格者の名簿に登載されたものに限る。）

イ 平成31年4月以降に、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の「公共建築物個別施設計画の策定又は改定」又は「公共施設の再編事業の基本構想作成」において、元請として1件当たり契約金額1,000万円（税込）以上の業務委託の履行実績を有する者であること。

<今回>

(7) 平成31年4月以降に、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の「公共建築物個別施設計画の策定又は改定」又は「公共施設の再編事業の基本構想作成」において、元請として1件当たり契約金額1,000万円（税込）以上の業務委託の履行実績を有する者であること。

○ 業務内容の補足説明の追加（仕様書 P2）

・第6条（1）個別施設計画の改定に以下の内容を追加

オ その他

個別施設計画の改定において対象施設の劣化状況等の確認を目的とした現地調査は原則実施しない。